

附錄 入學者・生徒數・卒業者・本校部卒業者中死亡者等

年 度	入 學 者						生 徒 數				卒 業 者				本校部卒業者中死亡者	地方別各年在籍者			
	補充二級	補充一級	個人入學	預科二級	預科一級	本科一年	本校部	醫學部	工學部	合計	本校部	本校部中	醫學部	工學部		合計	限	地 方 名	合 計
明治二〇年	—	—	57	24	—	—	81	—	—	81	—	—	—	—	—	—	熊 本	8,783	
〃 二一年	78	141	—	27	—	—	260	359	—	619	—	—	—	—	—	—	鹿 岡	7,783	
〃 二二年	35	1	—	3	2	2	—	210	335	—	—	—	38	—	—	—	大 公	2,711	
〃 二三年	99	10	—	3	1	4	—	296	374	—	—	—	43	—	—	—	長 崎	2,644	
〃 二四年	71	10	—	8	19	27	—	384	339	—	—	—	74	—	—	—	佐 賀	2,606	
〃 二五年	25	24	21	17	36	43	—	404	383	—	14	—	47	—	—	—	山 口	1,357	
〃 二六年	—	71	16	2	28	24	—	418	365	—	37	—	53	9	—	—	鹿 兒 島	1,156	
〃 二七年	—	—	—	32	3	1	133	—	539	367	—	—	40	9	—	—	鹿 兒 島	864	
〃 二八年	—	—	—	—	10	—	203	—	578	346	—	—	71	7	—	—	宮 崎	830	
〃 二九年	—	—	—	—	—	—	188	—	634	381	—	—	52	10	—	—	兵 庫	779	
〃 三〇年	—	—	—	—	—	—	199	—	646	466	—	—	54	12	—	—	東 京	765	
〃 三一一年	—	—	—	—	—	—	202	—	592	477	—	—	55	9	—	—	廣 島	638	
〃 三二二年	—	—	—	—	—	—	178	—	564	499	98	1,161	52	18	—	—	高 知	603	
〃 三三三年	—	—	—	—	—	—	204	—	565	528	145	1,238	140	—	—	—	鳥 取	560	
〃 三四四年	—	—	—	—	—	—	228	—	598	—	—	—	—	9	—	—	大 阪	462	
〃 三五五年	—	—	—	—	—	—	223	—	655	—	192	847	101	—	19	—	香 川	333	
〃 三六六年	—	—	—	—	—	—	226	1	688	—	195	883	144	—	18	—	和 歌 山	286	
〃 三七七年	—	—	—	—	—	—	232	—	681	—	191	872	185	—	14	—	岡 山	251	
〃 三八八年	—	—	—	—	—	—	226	3	688	—	218	906	181	—	27	—	京 都	244	
〃 三九九年	—	—	—	—	—	—	230	—	713	—	—	712	161	—	39	—	愛 知	216	
〃 四〇〇年	—	—	—	—	—	—	290	1	780	—	—	780	201	—	—	—	靜 岡	208	
〃 四一一年	—	—	—	—	—	—	261	2	794	—	—	794	206	—	—	—	長 野	160	
〃 四二二年	—	—	—	—	—	—	304	5	877	—	—	877	197	1	—	—	岐 阜	174	
〃 四三三年	—	—	—	—	—	—	286	3	868	—	—	868	247	2	—	—	伊 豆	153	
〃 四四四年	—	—	—	—	—	—	297	6	906	—	—	906	222	1	—	—	千 葉	152	
大正 元年	—	—	—	—	—	—	312	2	921	—	—	921	244	—	—	—	鳥 取	151	
〃 二 年	—	—	—	—	—	—	287	2	908	—	—	908	267	4	—	—	茨 城	150	
〃 三 年	—	—	—	—	—	—	288	4	897	—	—	897	251	4	—	—	新 潟	150	
〃 四 年	—	—	—	—	—	—	275	6	858	—	—	858	243	3	—	—	三 重	136	
〃 五 年	—	—	—	—	—	—	276	6	848	—	—	848	220	2	—	—	德 島	133	
〃 六 年	—	—	—	—	—	—	304	5	859	—	—	859	224	—	—	—	福 井	127	
〃 七 年	—	—	—	—	—	—	287	5	903	—	—	903	205	3	—	—	滋 賀	124	
〃 八 年	—	—	—	—	—	—	290	5	913	—	—	913	246	6	—	—	埼 玉	124	
〃 九 年	—	—	—	—	—	—	299	4	939	—	—	939	246	3	—	—	山 形	121	
〃 一〇年	—	—	—	—	—	—	287	6	937	—	—	937	274	6	—	—	神 奈 川	118	
〃 一一一年	—	—	—	—	—	—	294	10	917	—	—	917	292	8	—	—	京 都	117	
〃 一二二年	—	—	—	—	—	—	292	5	924	—	—	924	259	2	—	—	福 木	114	
〃 一三三年	—	—	—	—	—	—	294	7	949	—	—	949	257	4	—	—	山 梨	92	
〃 一四四年	—	—	—	—	—	—	297	1	921	—	—	921	270	8	—	—	石 川	90	
〃 一五五年	—	—	—	—	—	—	290	—	925	—	—	925	274	8	—	—	宮 城	83	
昭和 二年	—	—	—	—	—	—	285	1	922	—	—	922	269	2	—	—	北 海 道	75	
〃 三 年	—	—	—	—	—	—	298	1	927	—	—	927	260	3	—	—	福 島	73	
〃 四 年	—	—	—	—	—	—	290	—	952	—	—	952	250	1	—	—	秋 田	64	
〃 五 年	—	—	—	—	—	—	296	—	910	—	—	910	305	2	—	—	岩 手	59	
〃 六 年	—	—	—	—	—	—	277	—	913	—	—	913	275	—	—	—	青 森	46	
〃 七 年	—	—	—	—	—	—	273	2	906	—	—	906	254	1	—	—	富 山	42	
〃 八 年	—	—	—	—	—	—	280	1	903	—	—	903	247	—	—	—	群 馬	35	
〃 九 年	—	—	—	—	—	—	219	1	811	—	—	811	288	1	—	—	—	—	—
〃 一〇年	—	—	—	—	—	—	203	—	737	—	—	737	263	—	—	—	盛 岡	18	
〃 一一一年	—	—	—	—	—	—	224	—	694	—	—	694	246	1	—	—	朝 野	37	
〃 一二二年	—	—	—	—	—	—	223	—	693	—	—	693	196	1	—	—	支 那	345	
計	308	257	88	113	99	101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計	37,376	
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計	1,261
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計	10,279

### 第三篇

#### 第一章 寄宿舎の五十年

寄宿舎と校風

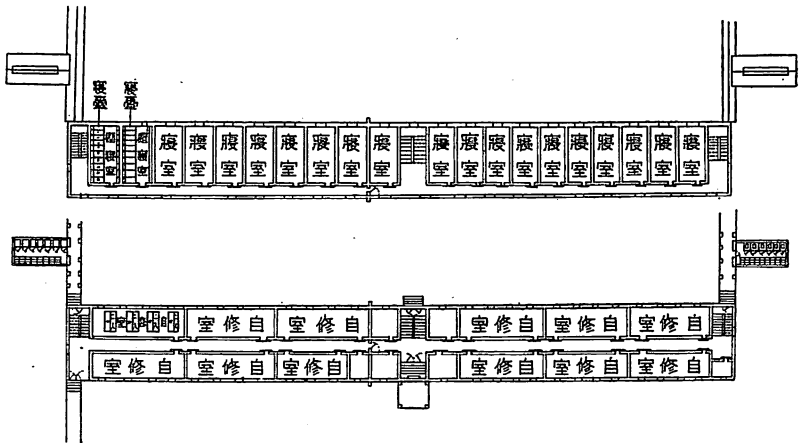
五十年の歴史を有して、我が校風の維持振張に、最も與つて大いなる貢獻を爲したものは、寄宿舎の生活である。吾等の生活道場として、文に武に相勵み相戒めんとする青年の意氣と熱情とは、遂に龍南會を組織するに至つたのであるが、總務室は勿論、各部の委員室までが、今日と異つて多年寄宿舎内に在つたことから察しても、思半に過ぐるものがあるであらう。固よりその間には、形式に内容に、幾多の變遷があつたばかりでなく、又多少の隆替を免れなかつたとは云へ、和衷協同、切磋砥礪の効に至つては、洵に云ひ知れぬものがあつたに相違ない。而してそれ等の點に關しては、幸にして習學寮史が將に出版せられんとするので、茲には態と差控へ、主として形式的方面に就いて述べて置くつもりである。

古城時代の自習室と收容人員の新校舎設計とその計画と全寮主義の目的

寄宿舎は、古城時代に於ても、自習室と稱して小規模ながら存在し、凡そ四十餘名を收容してゐたのであるが、地を龍南に卜して新校舎が設計された頃は、五六百人の定員を目標と爲されたもので、階下を自習室に、階上を寢室に充て、自習室の如き、十六人三十三室、十二人二室、十人六室、凡て六百十一人を全部收容し得るやうに計畫されたが、色々の事情の爲に實現されず了つたのである。(圖面参照) 而してその全寮方針は、既に古城時代に於て定められてゐたことは、第五高等中學校一覽第一冊(明治廿一年—同廿二年)の第九章寄宿舎規程第

則寄宿舎細

習學寮の  
名稱と全  
寮制度の  
明全の



第五高等中學第一號寄宿舎之圖

一條に、<sup>(1)</sup>寄宿舎ハ生徒ヲ寄宿セシムル所トス但生徒ノ都合ニヨリ通學ヲ許スコトアルベシ」と定められてゐることも知られる。けれども、同第四條の、「退舎セント欲スル者アルトキハ其事由ヲ詳記シ正副保證人連署願出ツベシ」や、同第六條の、「夏季冬季及春季休業中歸郷若クハ退舎セント欲スル者ハ保證人連署其旨届出ツベシ」の如きは、自ら多少その性質を異にする關係上、願出と届出との相違はあつても、嚴重なる制限は見受けられない。

然るに、二十二年四月竣工を見た新舎の構造が、階下を自習室と爲し、階上を寢室と爲した關係上、二十二年、始て寄宿舎細則十三條が出来、その中には更に各項に分ちて、可なり細かな點まで規定されてゐるが、本則としての規程はそのまゝになつてゐる。それが二十四年度の一覽には、寄宿舎の文字は習學寮に改められ、その規程第一條には、<sup>(2)</sup>本校生徒ハ都テ習學寮ニ寄宿スベキモノトス但正當ノ理由アリト認ムルトキハ通學ヲ許スコトアルベシ」と定められて、明かに全寮制度を目ざしてゐることがわかるのである。而してこの第一條は、二十五年も二十六年も踏襲されてゐるが、二十

依頼寄宿  
制に變更

期限附全  
寮制に變更

新入生期  
限附義務  
制に變更

新入生  
の義務  
制に變更

七年度になると、第一條は、<sup>(3)</sup>本校生徒ハ願ニ依リ習學寮ニ寄宿スルコトヲ得但醫學部生徒ハ當分第二年度以下都テ寄宿スベキモノトス若シ正當ノ理由アリト認ムルトキハ通學ヲ許スコトアルベシ」と改められてゐる。即ち醫學部第二年度以上を除いては、願に依つて寄宿することを得ることとしたのは、制度上非常なる變化と申さなければならぬ。而してこの頃までは未だ必ずしも年級の如何に制限はなく、且翌二十八年度も變りなく、二十九年になつて、第一條に、「習學寮ハ生徒ヲ寄宿セシムル所トス」、<sup>(4)</sup>生徒ハ總テ一定ノ期間必ズ習學寮ニ寄宿スベキモノトス」と改められ、願に依つて寄宿し得るものでなく、一定の期間は必ず寄宿すべき義務を負ふやうになつたのであるが、一定の期間が如何なる内容を有つかは明かでない。

かくてこの定めは、三十年代より四年間何等變化なく、三十四年度になつて、「本校寄宿舎ヲ習學寮ト稱ス」<sup>(5)</sup>「新ニ入學シタル者ハ一定ノ期間ハ習學寮ニ寄宿スルモノトス但自宅若クハ父兄ノ宅ヨリ通學セントスルモノハ願ニ依リ之ヲ許スコトアルベシ」と明記され、新入生徒に限り一定期間の寄宿を義務づけたのである。而してこの規條は、三十四・五・六・七の四箇年度に變りなく、三十八年度には、「新ニ大學豫科ニ入學シタル者云々」と、大學豫科を附加しただけである。三十九年度は前年度に同じく、<sup>(6)</sup>新ニ入學シタル者ハ特ニ學校ヨリ通學ヲ命ズル者ノ外ハ一定ノ期間總テ習學寮ニ寄宿スベキモノトス」とあり、大學豫科の文字を削り、特に學校より通學を命ずる者を除外例としてはあるが、原則的には同一と見て差支はあるまい。

四十一年以降大正四年度までは、字句の修正はあつても、新入生に對して寄宿の義務を負はしたことは變りなく、大正五年度も本則は同様で、細則第三條に、「新ニ入學シタル者外ノ生徒ニシテ入寮ヲ願ヒ出ヅルトキハ收

現行制度  
の目的と  
寄宿舎の  
義務

容ノ餘裕アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルベシ但シ入寮ヲ命セラレタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」と、多少の制限を設けたことだけが異つてゐる。大正六・七年度に變りなく、大正八年度になつて、「習學寮ハ生徒ヲ寄宿セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓練スル處トス」<sup>(7)</sup>「新ニ入學シタル者ハ少クモ一學年間ハ總テ寄宿スベキモノトス但シ特別ノ事情アル者ニ對シテハ詮議ノ上通學ヲ許可スルコトアルベシ」「習學寮ニ寄宿スベキ者ノ數收容人員數ニ超過スルトキハ若干名ヲ限リ通學ヲ命ズルコトアルベシ」とされ、以て今日に及んでゐる。

通じて之を言へば、(1)古城時代に在りては、「寄宿舎ハ生徒ヲ寄宿セシムル所トス但生徒ノ都合ニヨリ通學ヲ許スコトアルベシ」として寄宿通學ニ方針を併用し、(2)新校當初に在りては「本校生徒ハ都テ習學寮ニ寄宿スベキモノトス云々」として、全寮制度を以て原則と爲し、(3)二十七年になると「本校生徒ハ願ニ依リ習學寮ニ寄宿スルコトヲ得云々」として依願寄宿制度に改められ、(4)二十九年には「生徒ハ總テ一定ノ期間必ズ習學寮ニ寄宿スベキモノトス」として、期限を附して再び義務的に反り、(5)三十四年になると「新ニ入學シタル者ハ一定ノ期間ハ習學寮ニ寄宿スルモノトス云々」として、(4)の場合に於ける「總テ一定ノ期間必ズ」が「新ニ入學シタル者」に改められ、且、必ズの字句も削除せられ、通學は、自宅若くは父兄の宅より、願に依つて許可せられた者に限られたのであるが、新入生を本體とすることは、其後一貫してゐる。(6)四十年度になると「新ニ入學シタル者ハ特ニ學校ヨリ通學ヲ命ズル者ノ外ハ一定ノ期間總テ習學寮ニ寄宿スベキモノトス」として、新入生は、特に命じたる者の外總て寄宿すべきものと爲し、自宅若くは父兄の宅等の字句はなくなつてゐる。かくて(7)大正八年度になると、「新ニ入學シタル者ハ少クモ一學年間ハ總テ習學寮ニ寄宿スベキモノトス但シ特別ノ事情アル者ニ對シテ

寄宿舎の  
改築と收  
容人員の  
變更

ハ詮議ノ上通學ヲ許スコトアルベシ」として、「一定ノ期間」を「少クモ一學年間」に改め、新入者の通學生に對して「特ニ學校ヨリ通學ヲ命ズル者」が「特別ノ事情アル者ニ對シテハ詮議ノ上」と改められたまでである。尤も、傳染病續出の爲、從來の寄宿舎は、大正四年以降三年間に亘つて、食堂炊事場を除き悉く之を燒却して、現今の如く階上階下共に自習寢臥兼用に改築せられた結果、收容人員に多少の變更を生じた爲か、「習學寮ニ寄宿スベキ者ノ數收容人員數ニ超過スルトキハ若干名ヲ限リ通學ヲ命ズルコトアルベシ」の一條が加へられたものと思はれる。而して其後は食堂や洗面所の改築、仰光館や知命堂の増築はあつたが、收容力に變化もないのに、全國高等學校を通じて、昭和七年以降、募集人員に減少を來し、本校の如きも、文・理科を通じて、昭和七・八年は、一組三名宛凡て二十四學級七十二名を減じ、昭和九年以降は、一組十名宛凡て二百四十名の定員を減じ、従つて、新入生も従前に比して毎年八十名を減じ、寄宿すべき人員が、收容人員に超過するが如きことも少かるべく、一學年を経たる後に於て、多數の所謂殘寮希望者があつても、それ等の希望者に制限を加へることとなつてゐるの

で、一室十二疊にすら、三人ゐる者は殆どない有様である。

以上述べた通り、古城時代と、新築時代と、改築以後とに變化があつたばかりでなく、全寮主義より依願となり、更に新入者主義制度と、學校の方針も變り、時代の推移に伴ひ、取締上の細則にも幾多の變遷を免れなかつたのは、當然のことと申さねばならぬ。而して茲に詳細に亘つて書き記すことは、紙面が許さないので、最も特徴のある點に就いて限つて見れば、二十一年度に在りては、寄宿舎規程は七箇條に過ぎなかつたのが、二十二年度には、その上に寄宿舎細則十三條が出來、自習室と寢室とに夫々制限が設けられた。而して自習室に就いて

寄宿舎細  
則と自習  
室寢室心  
得

は、正科及び参考用の圖書、寫字及び書翰用の文具だけは備へ置くことを許され、點燈後の音讀は、土曜又は休業日の前夜だけに限られ、指定の自習時間外に於て習學するも妨なし、と記されてゐるのは面白い。寢室に就いては、寢室の入口は、正午より一時まで、臥床用意にのみ開き、その外は舎監の許可なくしては入るを許さず、臥床時限後十分の後消燈し、火鉢及び發火の虞あるものを許さず、掃除及び衣服夜具等の整頓は、生徒自ら其責に任ずることを記してある。

外出歸舎  
心得

外出に關しては、平日は午後七時、休業日の前日は十時を以て門限と定め、外出するには、必ず自ら舎監詰所に赴き、門鑑を受取つて之を門衛に渡し、歸舎の際も、必ず自ら之を舎監室に還し置くべきことや、舎内より物品を携帯して外出せんとする時は、必ず舎監に届出でて通門證を受くべきこととなつてゐるのは、今日と隔世の感があるであらう。缺課に就いては、曩にも一言した通り、可なり嚴重であつたので、病氣の爲缺課せんとする者は、其の旨舎監に届出づべきこととされてゐるのである。その外、小使部屋や賄所に立入ること、私に小使を使ふこと、酒類等を舎内に貯へること、等を禁じてゐるのは今日も變りはあるまいが、特に目立つのは、猥褻に渉る雜誌・小説稗史の類を讀み、又は之を所持する事を禁じたる一項の如きは、當然のことではあるが、今日からすれば、寧ろ異様に感ぜられるくらゐである。

其他數々  
の心得

室長及び  
室長補の  
責任、舎  
監の點檢  
等

翌二十三年度には、自習室及び寢室を共にする生徒毎に、室長及び室長補一人を置いて、種々の責任を負はしめたこと、舎監は、毎朝夕の點檢を行ふこと、舎内に於て制服を着けざる時は、必ず袴を着くべきこと、起床・就褥・食事・點檢等の時刻は、喇叭を以て報すること、食物の良否等に關し、直接賄方に干涉すべからざること、

其他を新に加へ、病氣缺課の際は、届書に醫員の檢印を請けたる後、即日舎監に差出すべく、事故の場合は、舎監に申出でて指揮を請ふべきこととされたのは、前年に比して相違してゐる。又、外出中病氣又は事故の爲、門限に遅れた場合は、事由を詳記せる保證人連署の届書を必要とし、午後十時以後は、如何なる事情があつても歸舎を許さないことになつた。既定の場所に在る燈火を他所に持行くこと、消燈後私に點火すること、濫りに各室を往來すること、戸壁等を汚損し又は樂書すること、指定の場所外に於て喫煙し又は湯茶を飲むこと、等を禁じてゐるのは、それ等の弊害が續出した爲であらう。

その後の數年間は大差ないが、二十九年年度の規定の中に、衛生醫の診斷によつて、寄宿に堪へずと認められた者の外退寮を許さないこととしたのは、前述の如く、當時の寮風を察するに足るであらう。三十一年二月九日を以て、炊事委員長授業料免除の儀が達せらるゝや、炊事委員長や寮總代より、辭退の陳情懇願書が出で、三月十七日、遂に取消に決したのであるが、三十四年度に至りては、舎監の許可なくしては、歸郷又は外泊することを得ないことと定められたのも、その一面ではあるまいか。而して門鑑制度は、この頃まで實施されてゐるけれども、已むを得ざる事故の爲に、午後十時以後歸寮せんと欲するものは、豫め生徒課に申出でて特別門鑑を乞ふべく、その有効時間を當夜十二時迄としたこと、缺課せる者は、制規に従つて當日中に生徒課を経て届出づべきこと、其他相當嚴重な規定が設けられてゐるやうだ。

炊事委員  
長授業料  
免除問題

自炊制度  
實施

三十九年度の細則中に、寮生に對して寮中の規約を定め、生徒監の認可を得て實行すべきことが明記されてゐるのは、所謂自炊制度の實施にして、生徒課主任之を監督し、同課員の一人に、食費の徴收・保管及び支出の事務

自治共同  
の精神強

寮總代・  
委員

黒本舎監  
の訓戒

に當らしめ、毎學期の前後凡そ一週間は、炊夫長をして請負はしめ、其外は寮生中の上級者より炊事委員長三人を選ばしめて、物品の購入・保管・會計を分擔せしめ、其下に委員二十四人を分屬して、事務を補助せしめたものである。而し外出時に門鑑を請ふべきことが削除されてゐるのは、時代の然らしむる所であらうか。その後大正元年までには大差なく、大正二年度の細則には、第一條「寮生ハ自治共同ノ精神ヲ以テ寮内ノ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スベシ」、第二條「寮内一切ノ整理ハ在寮生ノ連帶責任トス」、第三條「入退寮ハ生徒監、幹事協議ノ上之ヲ決ス云々」、第四條「各室人員ノ配當ハ幹事之ヲ定ム」等の如く、著しく自治的となり、外出に對しても、各自南寮玄關内に掲げてある自己の名札を裏返して朱書を表にし、歸寮の際に之を原狀に復し置くべきこととなしたるが如きもその一端である。而してこの第一條は、大正四年度になると、「寮生ハ本校教育ノ趣旨ヲ體シ身神ヲ鍊リ知徳ヲ磨キ特ニ和衷協同ノ習慣ヲ養ハムコトヲ期スベシ」と改められ、外出時の名札を返して置くことも廢せられてゐる代りには、各室人員の配當は、再び生徒監督（後には生徒主事）によつて定められることとなり、寮生の互選に基づき、學校長の認可を得て、各寮に寮總代一名及び委員若干名を置くことが定められてゐる。大正八年度になり、細則第一條中の「身神ヲ鍊リ知徳ヲ磨キ」の代りに、「修養ニ勉メ」を以てし、今日もそのまゝになつてゐる。かくの如くにして、現在の學則第八章習學寮十一條竝に細則第八章習學寮十五條となつたものである。因みに記す、三十一年九月、雨天體操場に於ける入寮式の際の黒本舎監の訓戒は、左の如くであつた。

條々

一、學校風儀ノ善惡ハ學寮ニヨリ生ジ學寮風儀ノ善惡ハ先自制法ヲ行フト行ハヌトニ由ルモノニ候自一處ニ制

スレバ事トシテ辨ゼズトイフコトナシト申候能々コノ自制ノ義ヲ心得候テ各自其身ヲ檢束スベキコト學者ノ第一義ニ候

一、貨色ノニヲ尤慎ムベキコトニ候人ノ溺レ易キハ貨色ニシテ貨色ノ汚レハ生涯落チ申サズ候鍊ツメテ福成リカンガヘツメテ智成ルト申候少壯ノ間ハ這裏ノ經驗ナク候故溺レ易キニテ候返々モ慎ミ戒ムベキハコノニツニ有之候云々教示如件 戊戌秋九月二十日入寮式ノ日

又、寮生に於て、寮生誓約なるものを作つた。而してこの誓約は幾變遷を経て、大正八年十月に

學至り、改めて定められたのが、則ち今玄關に掲げてあるものである。  
夫レ我寮ハ龍南ノ中心生命ニシテ校風ノ盛衰一ハ之ニ懸レリ我等茲ニ左ノ三綱領ヲ掲ゲテ日々之ガ實行ヲ期シ以テ寮風ノ刷新ト校風ノ振興トニ努ムルコトヲ誓フ

綱領

規 清 堂 食 寮  
一、剛毅木訥ノ眞精神ヲ發揮スルコト

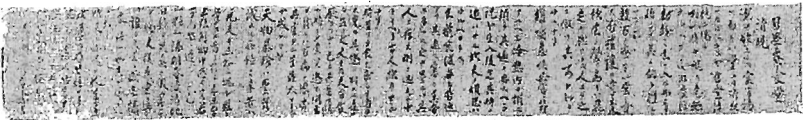
二、常ニ五高生タル自覺ト權威トヲ保ツコト

三、一致團結以テ自治ノ實ヲ擧グルコト

今暫く龍南會雜誌に就いて、側面觀をして見たいと思ふ。三十二年五月發行の第七十二號に、「恐偷兒之惡戯乎」と題して、

（前略）吾嘗て聞く、垣を越え牆を破れるは偷兒の行ひ也、君子の恥る處と。今にして之を思

寮生誓約



龍南會雜誌に現れたる寮風三十二年

### 寮生誓詞

夫我寮、龍南  
 中心生命ニシテ校  
 風ノ盛衰一ニシテ懸  
 トリ我等茲ニ左ノ  
 三綱領ヲ掲グル日々  
 之ヲ實行スル期シク  
 テ寮風、刷新ト救風  
 ノ振興トニ努ムルコト  
 ヲ誓フ

### 綱領

- 一 剛毅木訥、真摯、神ヲ發揮スルコト
- 二 常ニ五高生シタルノ自覺ト權威トヲ保ツコト
- 三 一致團結以テ自治ノ實ヲ舉ゲルコト

ふ、我敬愛する寮生諸兄、何ぞか、る偷兒の行を學んや。云々  
 とあるのは、一は以て當時の寮生活を察すると共に、一は以て愛校愛寮の精神の發露と見るは僻目か。更に同年十二月發行の第七十六號には、「公共義務を奉ずるの觀念」と題して、

(前略) 若し歩を轉じて本校々風の基礎たる習學寮に入らんか。南北兩寮の通路を照せる洋燈は、夜間其用を爲し居るもの果して幾個か有る。是等は最も公共心に缺乏せる二三輩の行爲にして、彼等は一個人の爲に洋燈を竊取して通路を暗黒にし、(中略) 不法にも洋燈を持つて寢室に入り、通夜之を點じて他人の安眠を妨害し、且つ危険を興ふること少からず。或は制度に先つて食堂に亂入し、他人の遅參せるを幸として其菜を竊食し汁をつぐに具を蒐め、飯をつぐに中を搦るが如きは、是亦公共心に缺乏せるものに非ざるか。殊に斯かる陋劣見るに堪へざる行爲を爲すものは、寧ろ舊生徒に多しと爲す。云々

の如きも亦、同工異曲なるべきか。けれども一面には、  
 (前略) 今や學寮の整頓日に月に進みて、靜穩なる共同生活は、面白く行はれつゝあり。南北兩寮今や狹隘を告げて、造築の工事漸く成るに近し。云々  
 (三十三年二月發行第七十七號謹んで奥舎監を迎ふ)

の如き頼もしき記事も見える。同年五月發行の第七十八號には、「自炊紀念日」と題して、

(前略) 蘇峰嘗て巷裏の小兒女が、標遊(有の誤カ)梅を唄ふて三絃を鼓するを聞き、以て社會の空氣に不健全なるを慨く。今や吾人寮内諸賢の歌謠を聞くに及んで、亦等しく吾校にも不健全なる空氣の輸入せられたる無きかを恐るゝものなり。

と慷慨した一文もあるのである。而してかゝる記事に就いては、同年九月發行の第八十一號に、「新學年來る」と題して、

(前略) 學寮騒動の記事が如何に舎監の譴責となり、(中略) 學寮騒務はファクトのみ、事實のみ。(中略) 事實は事實として、言はしめよ。(中略) 吾人が望む所は、まづ本誌をして啾々の言侃々の論を盡さしむるにあり。吾人の言論にして萬一龍南の校風に打撃を加へ、これが發達進歩を阻害するものありとせば、吾人謹みて其の罪を謝し、諸氏の鞭撻を甘すべきのみ。吾人何ぞ叨りに、誹譏中傷、危言を弄して校風を紊亂せしむるを望まむ。

と表情を披瀝してゐる。又、同年十月發行の第八十二號には、「習學寮細則の變更」と題して、  
 從來特別の許可を得しものにはあらざれば、點檢時間後は歸寮し能はざりし處、今後は點檢後と雖も、十一時迄は事由を具して門番を経、宿直の許可を得ば歸寮し得ることとなれり。思ふに、此改正は已を得ずして外泊するものを、成る可く減少せしむるの方針より出でたるものにして、當を得たるものと云はざる可からず。願くば、全寮の諸兄、意のある處を了して、門外漢の謗を買ふ如きことあるなかれ。

秋月金監  
への思慕

と相戒めて居り、新寮の増築に伴うて、閲覧室が休息室と改められたことに對しても、徒らに偃吹欠伸の用に供すべからざることを警告してゐるものも、ゆかしいことの一つであらう。同年六月發行の第八十六號には、「寮生の美風」と題して、才氣雋秀にして家道困難なる爲に、牛乳配達を爲して學資の自給を圖れる濟々賢の二生徒に對して義捐金を募り、忽ちにして金十六圓と書籍三十冊とを得、之を贈呈して其の勞を補へるが如きは、斷じて自畫自贊の縊美の言ではないのである。(氏名は態と略する)又、同號の學寮茶話會卒業生豫餞會なる記事には、

(前略)爾來地方的割據や部的離隔の爲に意氣は漸々沈衰し、之を七八年前の當時に較ぶれば實に顔色無しと云ふ様で、韋軒先生の肖像に對して誠に面目ない次第、是常に予等の念頭を去さないものである。云々

三十四年

は、前述の通りである。三十四年十月發行第八十七號中の學寮見聞なる記事には、舊寮の自習室を板壁を以て二等分したこと、從來、新舊各部・各縣の生徒が錯綜してゐたが、今學期よりは新舊生徒を別ち、一部は一部、二部は二部と別ち、各室に同じ部の上級生一名を室長に定めて取締らしめ、舊生徒の大部分は、新寮に居らしむることとなつたことを記してゐる。前學年末に變更訂正せられた新寮生規約五章十八條も掲げてあるが、それに依れば、寮生の機關として、各室長・各炊事委員長及び雜誌部委員一名より成るところの學寮會なるものが設けられて居り、炊事は自炊とし、委員長三名、委員二十一名を置いて居り、劍術、柔術、弓術、ラケット、ベース・ボール、フット・ボール、テニス、遠足、端艇、綱引、相撲の十一部より成る運動部なども記されてゐる。

三十六年

三十六年三月發行の第九十八號には、「歸寮門限を廢すべし」と題して、

吾人は習學寮に在るの故を以て、郊外散歩の時間、及び用辨の時間等を、午後七時二十分までと制限せらるゝなり。何等の窮屈ぞや。云々

と不平を投書してゐるが、同年五月發行の第九十九號には、「學寮には精神ありや」と題して、

近來龍南の學風を論ずるもの多く、従つてまた寮生一般の氣風を議するもの多し。苟くも今日の如き道義的類廢を看破したる憂慮の士が斯く論じ、斯く議するは、これ吾等寮生の大に幸福とする所なり。云々

とも記してゐるが、同年六月發行の第百號には、

(前略)叫ぶものまた曰く、這般の贖々者亦我學寮にあり、寮の危機迫れりと。あゝ虚に吠ゆる犬の喧しきかな、我が神聖なる習學寮豈に斯かる贖々者あらんや、和衷が實を擧げつゝある我が寮に於て、豈に斯かる專制者を見んや、汝尙叫ばんとせば去て之を魯國の天に於てせよ、忌はしきかな。

とも辯護してゐる。然るに之と對蹠的なものは、同年十月發行の第百一號に、「寮中漫言」と題して、

校風を起さんには先づ寮風を起さざるべからずと噂せらる。然り、學寮は學校の中堅なり。校風先づ此處より起らざるべからず。然らば如何にして寮風を起すべきか。形式的規約の變更、形式的學寮會の決議によりては、これ遂に起すべからず。唯望を囑すべきは、寮内健全なる諸君、よく一致和して自ら奮ふにあるのみ。云々  
や、又、「自治」と題する

(前略)自治の精神は克己の精神なり、己に克つ能はずして焉んぞ自ら治むることを得ん。願ふ、寮内幾人か克己の工風を積める、幾分情氣と我慾に打ち克つ工風を積める。

三十七年 などであらう。而して翌三十七年二月発行第百四號の「龍南だより」に依れば、學寮會に使用し得べき三百圓餘の金額の用途に就いて、生徒監より學寮會に諮問した結果として、從來の新聞雜誌縦覽室を擴張して、圖書室とテニス・コートとを設け、食堂に額を掲げることとなつたやうである。尙、同年五月発行の第百六號には、「四十字危言」と題する奇抜な記事がある。敢て悪を奸き奇を裝ふわけではないが、率直なる點を認めてその一部を掲げて置く。

○濟々費の鳩家を失我寮に來る自習室にてこを煮たる者は誰ぞ世は澆季窮鳥懷に入る勿れ

○浴場と新寮とに於ける草履の社會主義實行思ひ付中々よけれども時々は自分の金で買ふべし

○植物園のほひ董盗み去られて餘す所幾株公德とは何ぞ教育あるものはちがつたものかな

○浴場偶に糞を見るこれ犬のなす所廊下の壁時々黄色の啖ありこれ我敬愛する寮生の所爲也

○深夜急瀑直下蓋これ寢室よりの放尿嗚呼この壯舉この豪膽安ぜよ龍南の健兒尙活動す

四十一年

四十一年十一月発行の第百二十七號中の「學寮管見」に従へば、

(前略) 本年の新入寮生諸君が、過去のそれと、比較して、相異なる者は、如何に説ける、遠慮なる者の少なき點也、遠慮少なしと稱す、敢て、ビール瓶、焼杉の下駄、百尺の飛瀑云々を、直ちに、この場合に應用せんとするにあらず何となく、しかく直覺する也、吾人が諸君を迎へて愉快を叫べ、又此の點に存する者ある也、これ果して何に由りて然るか、他無し、元氣と活氣と勇氣とに富める諸君多きがため也。云々  
とあり、又曰く、

更らに、吾人は、當夜、咄々の怪事を見たり、濟美館裡、婦女子が出入せし事は也、(中略) 若しも、絶対に女装が禁ぜられ、由りて以て、演劇を中止するに到りし者と見成せば、濟美館、吾人の最も其の神聖を保つに意

を注がざるべからざる道場の壁を婦女子の(然かも其の中には、如何しき風體の者をも實見せり) 蹂躪に委するを見て、咄々怪事を叫べ又怪事にあらざるべし。云々  
とあり、更に又、四十二年三月発行の第百三十號には、「龍南時言」と題して、

(前略) ○寮の不振は人材の缺乏に基因す、龍南の天地由來人物に乏しからず、而も悉寮を去る、首陽山に蕨を採るの類乎不知。

○人々寮を嫌忌するの理由那邊に存する、天機不可漏。只制度を改善し空氣を暖かならしめ居心地を良からしむるは刻下の急務と言はん。

○就中食事問題は最も講究の價値あり、吾人入寮來日として自炊制度攻撃の聲を聞かざる無、炊事委員長室は學寮のバルカン半島か。云々



大正二年四月九日の慰靈祭

四十二年



而してこれに稍類する記事は、同年十月発行第百三十二號中の「學寮生活觀」中にもある。

(前略)學校の規則として、一學年は寮に居らねばならぬ。毎新學年の始めに於ては各室とも充滿して、一人の他を容るべき餘裕がない。然るに學年も終りの三學期となれば、各室とも前の半數に過ぎない。此の面白い現象を呈するのは抑も何故であらうか。僕は聞いて居る。彼等の多くは神經衰弱なる病名の下に退寮するのであると。それが果して眞の神經衰弱であるか、又は僞病であるかは、僕の知る範圍でもなく。云々

その後の雜誌にも所々散見するけれども、大したことでもないで省くこととしたが、降つて大正二年六月発行の第百五十號には、「病災要録」として左の如く記されてゐる。

(前略)然るに二月末に至り、中數名は突然症狀危險なること診斷せらるゝや、學校にては(中略)二月二十七日より三月二日に亘りて四日間の臨時休業を宣し、その間に於て、罹病者の所置と校内の消毒とを行ひ、習學寮を閉鎖して、寮生は一々健康診斷の上外泊せしめ、以て今後病菌の傳播を防壓せんと試みたり。云々

大正二年  
病災要録



(請在長校藤武) 館光仰寮學習念記幸行

實に三十名の眞正チブス患者を出した當時に在りては、社會に對しても異常の不安を興へた爲に、學校は固より、縣警察方面にても、充分の警戒と防疫とに力めたので、幸にも大事に至らずして済んだが、可惜前途有爲の青年十餘名を喪ひ、武夫原に於て盛大なる追悼祭まで行はねばならなくなつたことは、洵に氣の毒の至りであつた。

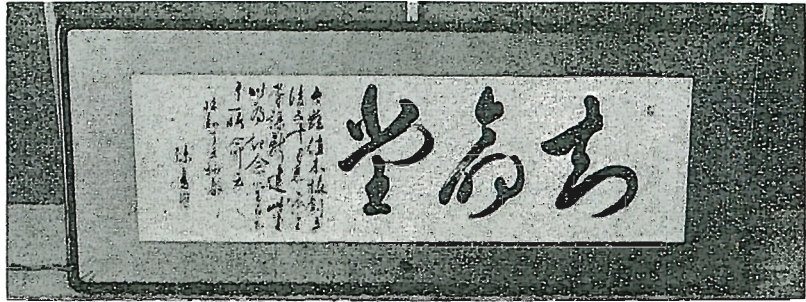
然るにその後、前途の通り、寮の改築が行はれて病魔も掃蕩せられ、寮内も波瀾なく今日に及んでゐるのであるが、一面に於て、「龍南會雜誌」が「龍南」と改題された頃から、習學寮に關する記事も殆どその影を潜めて了つて、知るよすがもないのは、遺憾千萬である。

茲に一言すべきは、大正四年寄宿舎改築竣功まで、九月十日以降、一時、第一校外寮を市内新屋敷町傘三番丁に、第二校外寮を市外大江村大字本に設け、夫々入寮を許したことである。當時の揭示には、左の通り記されてゐる。

第一・第  
二校外寮

- 一、舊寮改築工事ハ六月上旬或ハ五月下旬ヨリ着手セラル、筈ナルガ故第二寮全部及第三寮東半部ハ自然啗騷ノ恐レアルベキニツキ此際可成生徒ヲ收容セザルコトニナシタシ
  - 一、右ニツキ約六十名ニ退寮ヲ許可スルコト、ナス
  - 一、退寮ハ豫メ全寮生中ヨリ希望ニヨリテ之ヲ定ム
  - 一、退寮希望者ハ本月三日迄ニ書面ヲ以テ生徒課ニ願出ツベシ
- 但、特種ノ事情アルモノハ可成詳細ニ附記スル方好都合ナリ

最近十年  
の人員  
調査



十時校長筆蹟

- 一、退寮希望者過多ナル場合ハ特種ノ事情アル者ヲ先トシ他ハ總テ抽籤ニヨリテ之ヲ定メ追テ揭示ス
- 一、退寮許可セラレタルモノハ五月下旬迄ノ間ニ於テ各自適當ナル宿所ヲ求メ許可ヲ得タル上隨時引移ルベシ
- 一、萬一退寮希望者少數ナル場合ハ自然第二寮第三寮東半部ニモ收容セラル、コトアルベキハ従前ノ通りト承知アルベシ 以上

参考 最近十年間の人員調

昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和一年度	昭和零年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和一年度	昭和零年度
入寮者	二三四	二三四	二三四	二三四	二一四	二一四	二一六	二二〇	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四
退寮者	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
學年末在寮者	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八

## 第二章 龍南會の今昔

### 第一節 龍南會創立と龍南會雜誌の創刊

明治二十年八月に開かれた相談會の席上に於て、野村校長は、民間に於て、年齢十五乃至二十の有志者を以て、私立體育會を組織したき旨を漏したが、翌二十一年には、第五高等中學校體育會なるものが成立した。今その規則を列挙すれば、次の七箇條である。

第五高等  
中學校體  
育會の成  
立

#### 第五高等中學校體育會規則

- 第一條 本會ノ目的ハ快活ノ運動ヲナシ身神ノ強健活潑ヲ進ムルニアリ
- 第二條 會員タラント欲スルモノハ其姓名科級組ヲ本會委員長ニ報シテ許可ヲ得ベシ
- 第三條 本會ノ職員ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 委員長 一名 委員 五名

體育會規  
則

但シ委員長ハ本會ノ事務ヲ綜理シ委員ハ委員長ノ指揮ニ從ヒ本會ノ事務ヲ分掌擔任スルモノトス

- 第四條 委員長委員ハ總會員ノ投票ヲ以テ選舉シ滿一ケ年ヲ經テ改撰スルモノトス
- 第五條 本會ニ於テ演習スル諸科目左ノ如シ

兎狩、遠足、競走、綱引、フットボール、ベースボール、クロケット、投擲等。

誤植訂正

頁	行
一〇七	一〇
一八六	二
二八七	一五
四一六	五
四一八	四
四二一	四

途・奸・益・條・止・を・誤

途・肝・溢・等・企・の・正

目次「表」(一)(二)(三)ノ頁ハ卷末引得ノ方正シ  
 三八一頁ノ寫眞ハ重出、他ト代リタルニ非ズ  
 四一三頁ノ寫眞説明ニ堂・清ノ二字ヲ脱ス